

News Letter 2023年10月号

2023年10月からインボイス制度開始 見落としがちな重要ポイント！



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 インボイス制度とは
- 2 売手と買手の対応5つ
- 3 売手の押さえるべきポイント
- 4 買手の押さえるべきポイント
- 5 登録申請のスケジュール

① インボイス制度とは

インボイス制度(適格請求書保存方式)とは、適格請求書(インボイス)と仕入税額控除に関するルールを定めた制度です。軽減税率の導入に続き、**2023年10月に導入**されます。インボイス制度が始まると、買手が**消費税の仕入税額控除を行うとき**、売手が交付した適格請求書の保存をしなければいけません。

消費税の
仕組み

消費者



支払った 支払い:3,000円
消費税:300円
税負担額300円

店舗



預かった 売上げ:3,000円 仕入れ:2,000円
消費税:300円 消費税:200円
納税額(300 - 200) = 100円

仕入先



売上げ:2,000円 預かった
消費税:200円
納税額200円



② 売手と買手の対応5つ



- ① 要件を満たしたインボイスの交付
- ② インボイスの端数処理の見直し
- ③ 複数書類のインボイス対応
- ④ インボイスの写しの保存
- ⑤ インボイスの登録申請

- ① 要件を満たしたインボイスの受領
- ② 取引先が適格請求書発行事業者かの確認
- ③ 受領したインボイスの保存
- ④ 経過措置を考慮した記帳
- ⑤ 取引先への確認と管理

③ 売手の押さえるべきポイント



課税事業者に切り替えるか検討をしている場合以下をチェック✓

	免税事業者を継続	課税事業者に切り替え
インボイス制度	×非対応	○対応
こんな人におすすめ	<ul style="list-style-type: none"> • 売上先は事業者ではない個人事業主が多い • 取引先は免税事業者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先は課税事業者が多い • 今後事業拡大していきたい
メリット	<ul style="list-style-type: none"> • 今までどおり消費税を納税する必要はない • 売上が下がらなければ収入を維持できる 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先の仕入税額控除の対象になるので、安定的に取引できる • 納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を3年間受けられる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 仕入税額控除の対象にならず、取引先から消費税分の値引きを要求される可能性がある • 課税事業者(適格請求書発行事業者)との競合に負ける可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> • 消費税の納税義務が発生する分、手取りが減る • インボイスは従来の請求書より記載項目が増えるため、経理が複雑になる

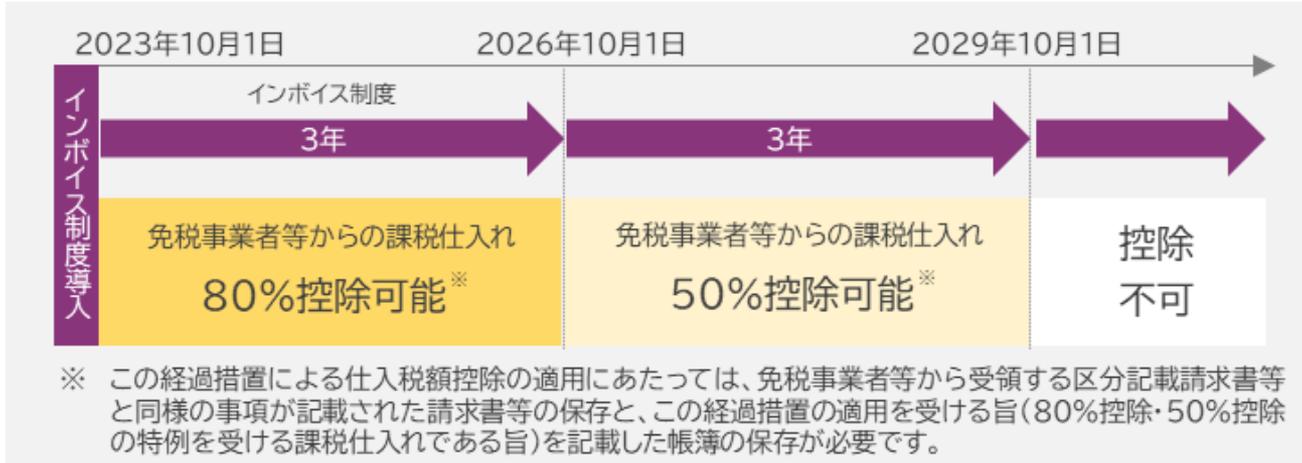
④ 買手の押さえるべきポイント



免税事業者や未登録の課税事業者からの課税仕入れに係る経過措置



取引先への確認を
しておきましょう！



仕入税額の全額を控除はできないので経過措置の間に機会損失にならないように取引会社の方向性をできるだけ早く確認しておきましょう！ご不明点はぜひご相談ください。



⑤ 登録申請のスケジュール

Q.インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、**令和5年9月30日**(同日は土曜日ですが、10月2日(月)に延長されません。)までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります(令和5年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。)。

また、制度開始日後であっても、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

引用:国税庁のよくある質問

⑤ 登録申請のスケジュール

Q.免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中において、令和5年10月1日後に登録を受ける場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書に**登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)**を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています。したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録希望日から課税事業者となり、**登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。**

また、税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。なお、この経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

引用:国税庁のよくある質問

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼